

トラックでの荷役作業時における 安全対策が強化されます

改正のあらまし

1 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます

これまで最大積載量 5 トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます (一部例外あり)。

(安衛則第151条の67, 第151条の74第1項)

2 テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育 4 時間、実技教育 2 時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。

(安衛則第36条第5号の4)

3 運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。

(安衛則第151条の11)

1 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の 範囲が拡大されます (令和5年10月1日施行)

・昇降設備に係る改正(安衛則第151条の67)

改正前は、最大積載量が 5 トン以上の貨物自動車に荷を積む・荷を卸す際は、労働者が床面と荷台上の荷の上面との間を安全に昇降する設備が必要とされていました。

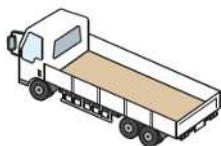
今回の改正により、最大積載量が 2 トン以上の貨物自動車に荷を積む・荷を卸す際は、労働者が床面と荷台との間及び床面と荷台上の荷の上面との間を安全に昇降する設備が必要となります。

・保護帽に係る改正(安衛則第151条の74)

改正前は、最大積載量が 5 トン以上の貨物自動車に荷を積む・荷を卸す際は、作業に従事する労働者に保護帽の着用義務があるとされていました。

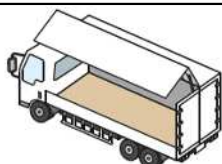
今回の改正により、最大積載量が 5 トン以上の貨物自動車に荷を積む・荷を卸す、最大積載量が 2 トン以上 5 トン未満で、荷台の側面が構造上解放されている又は構造上開閉できる貨物自動車に荷を積む・荷を卸す、最大積載量が 2 トン以上 5 トン未満で、テールゲートリフターが設置されている貨物自動車であり、テールゲートリフターを使用している時のいずれかの場合には、作業に従事する労働者に保護帽を着用させる義務が発生することとなります。

保護帽が必要
となる車の例



平ボディ車

(荷台の側面が構造上開閉できるものの例)



ウイング車



建機運搬車

(荷台の側面が構造上開放されているものの例)



パン

(テールゲートリフターが設置されているもの)

2 テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます (令和6年2月1日施行)

・規則改正の内容(安衛則第36条第5号の4)

荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作(稼働スイッチの操作、キャストストッパー等の操作、昇降板の展開や格納の操作)の業務を行う労働者に、特別教育が必要となります。

テールゲートリフターとは、貨物自動車(専ら荷を運搬する構造の自動車であり、不整地運搬車、構内運搬車を除いたもの)の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトを言います。

	科目	範囲	時間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	荷の種類及び取扱い方法 台車の種類、構造及び取扱い方法 保護具の着用 災害防止	2時間
	関係法令	労働安全衛生法令中の関係条項	0.5時間
実技教育	テールゲートリフターの操作の方法		2時間

講習を一部省略できる者について

改正告示の施行日時点において、**荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務に6月以上従事した経験を有する者。**
平成25年6月18日付け基安安発0618第1号基安労発0618第1号「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく安全衛生教育の推進について、別添2「荷役作業従事者のための安全衛生教育(陸運事業者向け)実施要領」に基づく安全衛生教育であって、**教育内容にテールゲートリフターを含むものを受講した者。**
陸上貨物運送事業労働災害防止協会が実施するテールゲートリフターに係る荷役作業安全講習会(「ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による荷役作業安全講習会」をいう。)を受講した者。

本来の時間

学科教育	テールゲートリフターに関する知識	1.5時間	→	45分	(省略可)	(変更なし)
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	2時間	→	(変更なし)	(省略可)	(省略可)
	関係法令	0.5時間	→	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)
実技教育	テールゲートリフターの操作の方法	2時間	→	1時間	(変更なし)	(変更なし)

また、テールゲートリフターの製造者、取付業者等による操作説明が、**テールゲートリフターの操作を実際に行わせながら適切に実施される場合は**、当該説明に要した時間は**実技教育の教育時間に含まれるもの**として取り扱って差支えないとされています。

荷を積み卸す作業を伴わない定期点検等の業務、貨物自動車以外の自動車等に設置されたテールゲートリフターを取扱う作業、介護用の車両に設置されている車いすを対象とする装置等の操作の場合は、特別教育を受講する義務はありません。

3 運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます (令和5年10月1日施行)

・規則改正の内容(安衛則第151条の11)

走行と作業装置の運転のための作業位置が異なる 貨物自動車の場合に、作業装置の運転のための運転位置において運転する又は運転しようとするときは、今までは原動機(エンジン)の停止や逸走防止措置などが必要であったところ、**逸走防止措置のみ義務**となります。

また、テールゲートリフターは運転席を離れる際に最低降下位置とする義務から除かれます。